

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十九号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成二十六年広島県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第三条から第六条までを一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

（通行障害建築物の高さの要件）

第三条 省令第三条に規定する知事が規則で定める場合は、建築物の敷地に接する道路の中心の高さ（以下「道路中心の高さ」という。）が、建築物の敷地の地盤面の高さ（以下「地盤面の高さ」という。）より高い場合とする。

2 省令第四条に規定する知事が規則で定める距離は、次の各号に掲げる前項の道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離に、道路中心の高さから地盤面の高さを減じて得られた長さを加えた距離とする。

一 十二メートル以下の場合 六メートル

二 十二メートルを超える場合 前項の道路の幅員の二分の一に相当する距離

附 則

この規則は、公布の日から施行する。